

上之郷小学校 小規模特認校の募集について

小規模特認校制度とは、小規模な学校で学びたい、学ばせたいと希望する方が、条件を満たせば町内全域から通学することができる制度です。

1. 対象者

御嵩町に在住、または翌年度在住予定の新1年生～新6年生（各学年若干名）

2. 就学の条件

- ・児童が御嵩町内に在住または在住予定であること
- ・通学が保護者の責任と負担で行えること
- ・原則卒業まで就学できること
- ・小規模特認校である上之郷小学校の教育活動に賛同・協力できること

3. 手続きの流れ

★新2年生～新6年生の方は、在籍校に小規模特認校制度の利用を希望することを連絡したうえで、学校見学や申請を行ってください。

- ① 11月中
・「小規模特認校転入学申請書」を学校教育課に提出してください。
(申請書は役場学校教育課の窓口、町のホームページにあります。)
・学校見学を希望される場合は、上之郷小学校にご連絡ください。
- ② 11月～12月
・上之郷小学校において親子で面談を行います。
- ③ 12月下旬
・教育委員会から保護者へ、就学の可否を文書で通知します。

4. 募集期間

令和6年11月1日（金）～令和6年11月29日（金）

この期間に小規模特認校転入学申請書を学校教育課に提出してください。

5. お問い合わせ

- ・御嵩町教育委員会 学校教育課 67-2111（内線 2306）
- ・上之郷小学校 67-1338

よくあるご質問

1. 転入学の期日及び就学期間は？

転入学の期日は、原則年度はじめの4月1日です。就学期間は原則卒業までとしております。

2. 通学手段は？

保護者の負担と責任で通学できることを条件としております。

3. 放課後児童クラブの利用は？

保護者、家族が就労などで家にいない等の入部要件を満たす場合、お申込みが可能です。定員を超えた場合は低学年の児童が優先されます。

※集団における指導が困難と認められる場合、及び運営上支障があると認められた場合は入部できません。入部後であっても、上記の場合に該当することとなった場合や、お迎えに遅れることが多い場合は、退部してもらうことがあります。

4. 中学校への進学は？

原則、居住地の中学校となります。希望される場合は、上之郷中学校に進学することも可能です。(別途手続きが必要です。)

なお、保護者の負担と責任で通学できることが条件となります。

※中学生は放課後児童クラブの利用はできません。

5. 就学時健診は？(新1年生)

就学時健診の案内は、8月末頃、居住地の学校を会場として発送します。上之郷小学校での受診を希望される場合は、準備等が可能であれば対応しますので、お早めにご連絡ください。

※就学時健診は入学する学校を決めるものではありませんので、居住地の学校で受診された場合でも、小規模特認校への応募は可能です。また、上之郷小学校で受診された場合でも、その後の書類審査、面談を経て入学が決定されますのでご了承ください。